

第6章 環境の保全についての配慮事項

第6章 環境の保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

6.1 公的な計画及び指針との整合性

埼玉県及び日高市によって策定されている公的な計画等のうち、本事業と関連のあるものは表 6.1-1 に示すとおりである。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、本事業において配慮することとした事項は表 6.1-2(1)～(6)に示すとおりである。

表 6.1-1 事業と関連のある公的な計画等

自治体	計画等の名称
埼玉県	埼玉県 5 か年計画-希望・活躍・うるおいの埼玉-（平成 29 年度～平成 33 年度）（平成 29 年 7 月）
	第 4 次埼玉県国土利用計画（平成 22 年 12 月）
	第 5 次埼玉県土地利用基本計画（平成 25 年 2 月）
	埼玉県環境基本計画（平成 29 年 3 月）
	第 2 次埼玉県広域緑地計画（平成 29 年 3 月）
	埼玉県景観計画（平成 19 年 8 月）
	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（改訂版）（埼玉県地球温暖化対策実行計画）（平成 27 年 3 月）
	第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月）
	第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針（H29～H33）（平成 29 年 4 月）
日高市	第 5 次日高市総合計画後期基本計画（平成 28 年度から平成 32 年度）（平成 28 年 3 月）
	日高市都市計画マスタープラン（改訂版）（平成 28 年 6 月）
	日高市環境基本計画（後期）（平成 28 年 3 月）
	（案）日高市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画（平成 31(2019)年度～平成 40(2028)年度）（平成 31 年 3 月）

表 6.1-2(1) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県 5 か年計画 -希望・活躍・うるおいの埼玉- (平成 29 年度～平成 33 年度) (平成 29 年 7 月)</p>	<p>平成 29 年度からの 5 か年計画であり、3 つの将来像と全体計画として 11 の宣言を挙げている。また、分野別施策及び地域の施策展開を挙げている。</p> <p>【3 つの将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望と安心の埼玉 ・活躍と成長の埼玉 ・うるおいと誇りの埼玉 <p>【宣言と取組】(本事業に係る項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シニアの活躍推進 シニアが本人の意欲や希望に合わせ、貴重な「人財」としてその力を十分に発揮できるような社会の仕組みづくりを進める。まず、働く意欲があるシニアが働き続けられるよう、企業での環境づくりや就業支援を推進する。 ・稼ぐ力の向上 国、大学、研究機関などとの連携による先端産業の創出を進めるなどの取組により、成長可能性の高い分野の産業を本県において育成・集積し、「稼ぐ力」を高める。 <p>【分野別施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな産業の育成と企業誘致の推進 先端産業や今後成長が期待される産業の誘致、食品産業、自動車関連産業、流通加工業など埼玉の特性を生かした産業の誘致、豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備 <p>【地域別施策(西部地域)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏央道周辺など交通利便性の高い地域において、市や民間と連携して周辺の自然や景観、農地・林地との調和に配慮した産業基盤整備と企業誘致を進めることを掲げ、主な取組として「まちの価値を高める土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進」等を挙げている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。 ・進出企業に対して、地域の雇用促進を促す。 ・進出企業に対して、エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全への配慮を促す。 ・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。
<p>第 4 次埼玉県国土利用計画 (平成 22 年 12 月)</p>	<p>県内の国土利用に関して、「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて、以下の事項が示されている。</p> <p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内は、ゆとりのある街区形成に努めるとともに、可能な範囲でオープンスペースの確保にも努める。 ・計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。

表 6.1-2(2) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>第 5 次埼玉県土地利用基本計画 (平成 25 年 2 月)</p>	<p>対象事業実施区域及びその周辺地域は「圏央道地域」に属しており、関連する内容として、以下の事項が示されている。</p> <p>【圏央道地域の土地利用の基本方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺の宅地と農地が混在する地域においては、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。 ・森林においては、地球温暖化防止や水源かん養機能など森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、機能に応じた森林整備を進める。 ・圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高める。 ・圏央道の沿線市町及び県が連携して圏央道 IC 周辺地域の資材置き場等の乱立による環境悪化の抑止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内の公園整備に際しては、緑と親しみが持てるよう配慮する。 ・計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。 ・進出企業に対して、地域の雇用促進を促す。
<p>埼玉県環境基本計画 (平成 29 年 3 月)</p>	<p>5 つの長期的目標（Ⅰ～Ⅴ）と、20 の施策展開の方向が示されている。</p> <p>【長期的目標】</p> <p>Ⅰ 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新たなエネルギー社会の構築 2 地球温暖化対策の総合的推進 3 ヒートアイランド対策の推進 <p>Ⅱ 限りある資源を大切にす循環型社会づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 廃棄物の減量化・循環利用の推進 5 廃棄物の適正処理の推進 6 水循環の健全化と地盤環境の保全 <p>Ⅲ 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 7 川の保全と再生 8 みどりの保全と再生 9 森林の整備と保全 10 生物多様性の保全 <p>Ⅳ 安心・安全な環境保全型社会づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 11 大気環境の保全 12 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止 13 化学物質・放射性物質対策の推進 14 身近な生活環境の保全 15 環境分野の災害への備えの推進 <p>Ⅴ 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 16 環境と経済発展の好循環の創出 17 環境と共生する地域づくりの推進 18 連携・協働による取組の拡大 19 環境を守り育てる人材育成 20 環境科学・技術の振興と国際協力の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対して、エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全への配慮を促す。 ・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。 ・工事中や供用後の車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないように適切に配慮する。 ・計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。 ・進出企業に対して、地域の雇用促進を促す。

表 6.1-2(3) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>第2次埼玉県広域緑地計画 (平成29年3月)</p>	<p>県内の広域緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」 <p>【緑の将来像の実現に向けた基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。 <p>【緑のネットワーク形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑の核（コア）」をいかす ・「緑の拠点（エリア）」をつくる ・「緑の形成軸（コリドー）」でつなぐ <p>【新たな指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑を保全する ・緑を創出する ・緑を活用する <p>【地形別の配慮事項（台地）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点在する樹林地が適切に保全され、農地や市街地と調和した緑豊かな地域づくりが進められるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。
<p>埼玉県景観計画 (平成19年8月)</p>	<p>県内の景観計画に関連して、以下の基本目標、基本方針が示されているほか、区域区分に応じた規制内容等が示されている。</p> <p>なお、対象事業実施区域及びその周辺は「山地・丘陵区域」に属している。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり ・歴史と伝統が語られる景観づくり ・身近な生活環境を良くする景観づくり ・県民が主体となった景観づくり ・地域間の交流を進める景観づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内の公園整備に際しては、緑と親しみが持てるよう配慮する。 ・建築物の建築に際しては、景観形成基準に配慮するよう、進出企業に対して働きかける。
<p>ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（改訂版） (埼玉県地球温暖化対策実行計画) (平成27年3月)</p>	<p>県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と7つの方向性が示されている。</p> <p>【削減目標】</p> <p>2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量を2005年比21%削減する。</p> <p>【7つのナビゲーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素型で活力ある産業社会づくり ・低炭素型ビジネススタイルへの転換 ・低炭素型ライフスタイルへの転換 ・低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換 ・低炭素で潤いのある田園都市づくり ・豊かな県土を育む森林の整備・保全（CO₂吸収源対策） ・低炭素社会への環境教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス（CO₂）の吸収源対策として、計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。 ・進出企業に対して、エネルギーの有効利用や省エネルギーを推進し、地球環境保全への配慮を促す。 ・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。

表 6.1-2(4) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成 28 年 3 月)</p>	<p>【廃棄物処理に関して目指す方向性】 『廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を目指して』</p> <p>【目標値】 ○事業系一般廃棄物 ・平成 32 年度の年間最終処分量の目標値を平成 25 年度より 10%削減した 48 万 8 千トンとする。 ○産業廃棄物 ・平成 32 年度の年間最終処分量の目標値を平成 25 年度より 10%削減した 17 万 5 千トンとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切に処理する。 ・進出企業の事業活動に伴う廃棄物は、個別に適正に処理を行うよう働きかける。
<p>第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針 (H29～H33) (平成 29 年 4 月)</p>	<p>圏央道 IC から概ね 5km の範囲内に位置する対象事業実施区域及びその周辺地域は、「田園都市産業ゾーン基本方針」が適用され、以下の事項が示されている。</p> <p>【産業基盤づくりの基本的方針】 [計画的な土地利用] ・埼玉県の原風景でもある田園環境は、農業的土地利用と都市的土地利用との健全な調和を図る [周辺環境との調和] ・埼玉県の豊かな田園環境は次世代に残すべき貴重な環境資産であることから、田園などの周辺環境と調和を図った産業基盤づくりを目指す。 [乱開発の抑止] ・開発ポテンシャルの高まりを背景とした資材置き場、残土置き場などの乱開発を抑止するため、産業誘導地区を含む関係市町村と連携し、啓発活動や監視活動を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。
<p>第 5 次日高市総合計画後期基本計画 (平成 28 年度から平成 32 年度) (平成 28 年 3 月)</p>	<p>日高市は、基本構想では「笑顔と元気を 未来(あした)へつなぐ 緑きらめくまち 日高」を将来都市像に掲げ、この基本構想を具現化するために、3つの「まちづくりの基本理念」と5つの「まちづくりの基本目標」を掲げ、その達成に向けて取り組んでいる。</p> <p>■基本理念 ・緑いっぱい ここにしかない ふるさと自慢のまちづくり ・笑顔いっぱい みんな生き生き 思いやりのまちづくり ・元気いっぱい 人と企業の集う 活力のあるまちづくり</p> <p>■基本目標 ・自然を守り歴史を伝える 憩いのまち ・健やかでやさしさあふれる ふれあいのまち ・心豊かな人を育む 学びのまち ・快適に暮らせる 安心・安全のまち ・地の利を生かす にぎわいのまち</p> <p>このうち、「地の利を生かす にぎわいのまち」では、首都近郊に位置し、鉄道や国・県道が整備され、圏央道 IC に近接するという恵まれた立地条件を生かした活力みなぎるまちづくりに取り組むとし、基盤整備と企業誘致を推進し、地域の活性化を図るとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内は、ゆとりのある街区形成に努めるとともに、可能な範囲でオープンスペースの確保にも努める。 ・計画区域内の公園整備に際しては、緑と親しみが持てるよう配慮する。 ・計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。 ・進出企業に対して、地域の雇用促進を促す。

表 6.1-2(5) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>日高市都市計画マスタープラン（改訂版） （平成 28 年 6 月）</p>	<p>【高萩市街地】地域別構想</p> <p>○地区内共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の見直しや地区計画の活用などによる良好な居住環境の確保 ・未整備な住宅地における都市機能の確保 ・狭あい道路の改善と日常生活を支える道路の補修・整備 ・安心して歩ける歩行空間の確保 ・バス路線の確保と充実 <p>○土地利用の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ①武蔵高萩駅を中心とした都市機能の向上（武蔵高萩駅周辺） ②閑静な住宅街など良好な居住環境の確保（住居系） ③駅周辺、沿道型や身近な商業環境の確保（商業系） ④必要な基盤を確保しつつ、周辺環境に配慮した工業系土地利用の確保（工業系） <p>特に、高萩市街地北部の市街化調整区域産業・工業系ゾーンについては、市街化区域に隣接した地区における適切な土地利用の誘導と都市機能の向上を図るため、周辺の農業環境に配慮し、都市計画道路の配置など計画的な基盤整備を前提として民間開発による工業系市街化区域の拡大を誘導する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対して、地域の雇用促進を促す。 ・進出企業に対して、エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全への配慮を促す。 ・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。 ・工事中や供用後の車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないように適切に配慮する。
<p>日高市環境基本計画（後期） （平成 28 年 3 月）</p>	<p>日高市の望ましい環境像「自然と文化と環境のまち 日高」の実現に向けて、I～IVの基本目標と①～⑧の取組方針により、環境保全と想像に向けた展開を図るとしている。</p> <p>I 山と水と生き物に囲まれたまち</p> <ol style="list-style-type: none"> ①水と緑を保全しよう ②生き物を大切にしよう <p>II 健康で安心・安全に暮らせるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> ③公害のないまちをめざそう ④きれいで清潔なまちにしよう <p>III 文化的で心地よく過ごせるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤くつろぎのある空間をつくろう <p>IV 地球のことを考えて行動するまち</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑥地球のことを意識した生活を送ろう ⑦資源循環型のライフスタイルを実践しよう ⑧大切な環境を考え行動する人を育てよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対して、エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全への配慮を促す。 ・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。 ・工事中や供用後の車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないように適切に配慮する。 ・計画区域内は、ゆとりのある街区形成に努めるとともに、可能な範囲でオープンスペースの確保にも努める。 ・計画区域内の公園整備に際しては、緑と親しみが持てるよう配慮する。 ・計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。 ・進出企業に対して、地域の雇用促進を促す。

表 6.1-2(6) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>日高市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 (平成 31 年 3 月)</p>	<p>○基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理は現行の委託方式を今後も継続しつつ、安定的な処理方法を確立する ・ごみ減量は、ごみの発生抑制について、重点的に取り組む ・不法投棄対策は、再発防止のため、投棄物の早期撤去と定期的なパトロールに取り組む <p>○事業系ごみの目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度である 2028 年度には、2017 年度の 1 人 1 日あたり排出量の 186g から 5%減とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・進出企業の事業活動に伴う廃棄物は、個別に適正に処理を行うよう働きかける。

6.2 回避または低減の配慮を図るべき地域

6.2.1 法律または条例の規定により指定された地域

環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域について、対象事業実施区域及びその周辺地域（対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲）における指定状況は表 6.2-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、鳥獣保護区（特定猟具使用禁止区域（銃））、地下水採取規制区域、都市地域、市街化調整区域、農業地域、景観計画区域（一般課題対応区域）に指定されている。

6.2.2 その他の配慮すべき地域

対象事業実施区域及びその周辺地域（対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲）の法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布は、表 6.2-2 に示すとおりである。

表 6.2-1 環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域		指定等の有無		関係法令等	
		対象事業 実施区域	周辺地域		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	埼玉県立自然公園条例
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	埼玉県自然環境保全条例
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	×	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	○	○	
指定猟法禁止区域		×	×		
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土防 災	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	×	×		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域		×	×	工業用水法
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
土地利 用	都市地域		○	○	都市計画法
		市街化区域	×	○	
		市街化調整区域	○	○	
		その他の用途地域	×	○	
	農業地域	農用地区域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律
		森林地域	×	○	森林法
	国有林	×	×		
	地域森林計画対象民有林	×	○		
文化財保 護	史跡・名勝・天然記念物(国・県・市指定)		×	×	文化財保護法
			×	○	埼玉県文化財保護条例
			×	○	日高市文化財保護条例
			×	○	鶴ヶ島市文化財保護条例
			×	○	坂戸市文化財保護条例
			×	○	川越市文化財保護条例
景観保 全	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域(一般課題対応区域)	○	○	埼玉県景観条例	
	景観計画区域(特定課題対応区域)	×	○		
	景観計画区域(景観形成推進区域)	×	×		

表 6.2-2 配慮されるべき地域とその分布状況

区分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域での該当の有無	該当
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域	対象事業実施区域及び周辺地域には、項目によって環境基準を上回る地域が存在する。	○
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域	対象事業実施区域及び周辺地域には、計画区域周辺には学校、病院、住居等が分布している。	○
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能	対象事業実施区域及びその周辺地域には、農業用水路が分布するが、対象事業実施区域は主にグラウンドであり、良好な保水機能を有する地域ではない。	×
	現状の地形を活かした土地の改変量抑制	現状の地形を活かした土地利用計画であり、大規模な土地の改変等を行わない。	×
	重要な地形、地質及び自然現象	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	周辺地域には環境省レッドリスト及び埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある。	○
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保全上特に重要な地域	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避	対象事業実施区域はJR川越線の武蔵高萩駅周辺に形成されている市街地と、宅地と畑で形成される地区との境界に位置し、主にグラウンドとして土地利用されている。動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化はない。	×
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場	周辺地域には日光街道の桜並木があり、人が自然とふれあう場が分布する。	○
	水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場	周辺地域には小畔川があり、堤体を散策できる。	○
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	周辺地域には、埋蔵文化財包蔵地（王神遺跡等）が分布する。	○
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	廃棄物等の排出抑制及びリサイクル	法律等に準拠し、排出抑制及びリサイクルを推進する。	○
	温室効果ガス等の排出抑制	実行可能な範囲で温室効果ガスの排出を抑制した計画とする。	○
	温室効果ガスの吸収源整備	実行可能な範囲で温室効果ガスの吸収源を整備する計画とする。	○
一般環境中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	放射性物質の拡散・流出による影響	対象事業実施区域及びその周辺には、放射性物質が高い地域は分布していない。	×

注) ○：対象事業実施区域が該当する

△：対象事業実施区域は該当しないが周辺地域は該当する

×：調査対象地域（対象事業実施区域及びその周辺）地域は該当しない

6.3 対象事業の立地回避が困難な理由

6.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

「川越都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（埼玉県、平成 29 年 1 月 27 日）の基本理念においては、「高速道路ネットワークの整備による波及効果や地理的な優位性を活かし、産業の集積を図るとともに、雇用の場を確保し、地域の活力の源となる次世代が暮らしてみたくなるような魅力あるまちづくりを進める。」とされ、「日高市都市計画マスタープラン（改訂版）」（日高市、平成 28 年 6 月）の「【東部地区】地域別構想」においては、計画区域の周辺部において北側と東側が産業・工業系ゾーンに位置づけられ、西側が農業系地域に位置づけられている。

計画区域が所在する地域は、首都圏中央連絡自動車道と関越自動車道の結節点に位置し、2 つの IC が立地するほか、国道 407 号バイパスの整備が現在進むなど、高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用や土地の有効活用のポテンシャルが高い地域であり、将来的には、国道 407 号バイパスの整備がより進み、自動車交通による利便性が更に高まることが期待されている。

6.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

計画区域は前項で示したように、高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用や土地の有効活用のポテンシャルが高い地域である。

日高市は「日高市都市計画マスタープラン（改訂版）」（日高市、平成 28 年 6 月）において、計画区域及びその周辺については、圏央鶴ヶ島 IC に近接する立地条件を活かして、商業・業務、研究開発、物流、工業等の活用を進めていることから変更は困難である。

6.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、表 6.2-1 及び表 6.2-2 に示した内容を考慮し、本事業における影響の回避、低減について検討を行った。

本事業における影響の回避または低減措置は、表 6.4-1 に示すとおりである。

表 6.4-1 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域の敷地境界付近や工事用車両等の運行ルートには学校、病院、住居等が近接しているため、これら配慮が特に必要な施設への影響の回避又は低減に努める。 	特になし
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	生物多様性の確保等を目的として、緩衝緑地帯も整備し、周辺の樹林との連続性を持たせる。	<ul style="list-style-type: none"> 調査により保全すべき種の生息・生育環境が確認され、当該種の生息・生育環境が計画区域内にある場合は影響の回避、低減又は代償に努める。 	特になし
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	人と自然との豊かなふれあいの確保等を目的として、計画区域内に公園や緩衝緑地帯を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域内の植栽や道路等の公共施設の色彩等について、周辺景観との調和に努めていく。 進出企業には、周辺景観の調和のため、積極的な緑化と計画建築物の色彩の調和を促す。 	特になし
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	二酸化炭素の吸収源対策として、計画区域内に公園や緩衝緑地帯を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 進出企業には、温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源対策として、積極的な緑化を促す。 進出企業には、温室効果ガス（二酸化炭素）の発生源対策として高効率な機器の導入、事務所の断熱、省エネルギー建築の促進、二酸化炭素排出量原単位が少ない低公害車の導入促進、マイカー通勤の抑制を促す。 	特になし
一般大気中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 今後、一般大気中の放射性物質が高くなる場合には、必要に応じて影響への回避又は低減に努める。 	特になし